

「鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針」の主な改正内容等について

1 「鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針」の主な改正内容について

(1) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとした。

(2) 既存建築物等の活用の場合等の特例について

平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととした。

(3) 老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第135号）の施行を踏まえた重要事項説明書の改正

老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。

(4) 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進（第8項第12項関係）

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化が図られたことを踏まえ、有料老人ホームにおいては同様の内容を推進することとした。

(5) 適正なサービス提供確保のための指導監督の強化（第8項第11号オ、第15項関係）

運営状況等に関する報告の送付を規定するとともに、運営懇談会における議事録の作成及び配布を配慮事項として定めることとした。

2 一部条項の取扱いについて

(1) 運営状況等に関する定期報告について（第15項第1号関係）

当該条項については、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日老高発0330第3号）に基づく、有料老人ホーム重要事項説明書等の報告に適用する。

(2) 運営状況等に関する随時の調査・報告について（第15項第2号）

当該条項については、老人福祉法第29条第13項に定める立入検査のほか、同条第2項に基づく有料老人ホーム事業変更届の提出や事故報告書の提出等に適用する。

なお、有料老人ホーム事業変更届については、変更になる事項ごとの提出書類を「有料老人ホーム事業変更届に関する添付書類」にまとめたので、ご参考いただきたい。